

魚沼民商だより

2025年
3月24日
第2434号

〒946-0032

発行 魚沼民商工会
新潟県魚沼市板木
電話025(792)3064
e-mail:umhsyo@ose.ocn.ne.jp

消費税を廃止しろ！ インボイスは廃止しろ！ 3月13日、怒り爆発、「重 税反対全国統一行動小千 谷魚沼集会」開催！

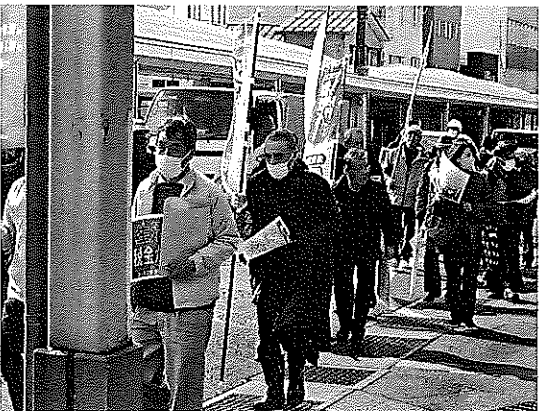


3月13日、全国各地でたくさん
の仲間たちが「消費税廃止」
「インボイス廃止」の声を掲げ、
民主的な税務行政を求めて立ち
あがりました。
私たち民商も小千谷サンブラ
ザを会場に、「第56回3・1
3重税反対全国統一行動小千谷
魚沼集会」を盛況に執り行われ
ました。
主催者の中澤会長は、「物価
高騰が続いているなか私たちの
営業と暮らしが逼迫しています。
こういう時こそ政府が消費税減
税・廃止の決断しなければなら
ないはず。まったく真逆です。
またインボイスで苦しんでいる
仲間たちの声もドンドン広がっ
ています。みなさん、パレード
で沿道の市民のみなさんに消費
税廃止、インボイス廃止の声を
訴えかけましょう」と力のこも

った熱い挨拶から今集会行動が
スタートしました。

続いて岡村副会長から日本共
産党・参院議員の井上哲士さん
の激励メッセージが披露されま
した。そして本日の基調報告を
須田局長から自営業者を取り巻
く消費税減税・廃止について、
集会参加者に強く呼びかけまし
た。最後に杵淵副会長からパレ
ード出発前の出陣式として、シ
ュプレヒコールを3本上げまし
た。

パレードでは14種のプラカ
ードを掲げ、はたまた沢山のノ
ボリ旗をなびかせながら小千谷
税務署まで元気に行進しました。
婦人部のみなさんも集会成功
の一翼を担い、コーヒーカーンパ
活動で大いに盛り上げました。



納めきれない消費税・国 保・社会保険料等につい ての「納税相談会」を開 きますよ！

私たち民商は税金や社会保険
料の納付を猶予、分割するため
に納税緩和制度の活用を勧めて
います。

申請・協議により認められれ
ば、実情に応じた払える金額で
分割納付ができて、延滞金の軽
減などが行われます。

納税相談会は次の通です。
気軽に会内外問わずお越し
ください。また資料等の準備がご
ざいますので事前連絡ください。

日時 3月25日(火)
13時30分
会場 民商事務所

確定申告後から大切です。 民商は日々の自主計算活 動を応援しています！

私たちの生業
を守るためには
やはり日常的な
自主記帳・自主
計算の活動が欠
かせません。



記帳教室は民商の魅力のひとつ
となつています。記帳教室は
支部間の垣根を越えての参加は
もちろんのこと、会外の参加者
も大歓迎です。ぜひ仲間を誘い
合つて会場に足を運んでみませ

新規会員募集中！

んか。お待ちしております。

小千谷・川口記帳教室

日時 3月 28日(金)

19時30分

会場 杵淵副会長の事務所

大和記帳教室

日時 4月 14日(月)

14時00分

会場 金井代表のお店

六日町記帳教室

日時 4月 28日(月)

19時00分

会場 高橋支部長宅

労働保険の年度更新手続きが迫って来きます



確定申告も済んで一息ついたことと存じます。今年の確定申告の青色申告決算書および収支内訳書等を見ますと、例年よりも外注工賃の記載が多いのに驚きました。適正単価確保の保証もさることながら消費税問題もしくは社会保障費の負担から従業員を抱えられないことで仲間の同業者どうしの応援で何とかやり繰りしていることが伺われます。またいかに事業主も労働者も大変な状況に追い込まれていることが数字でも現れています。

ここで労働保険(雇用・労災)の視点から見ますと、建設業者にとって外注工賃は主に「下請け」「手間請け」「応援」等への支出が大半です。例えば申告者が元請けであった方が一事故が遭った場合、外注先の現場従事者に対して医療

費、生活費等の補償に責任を負わなければなりません。これは責任重大です。

私たち民商の労働保険事務組合では従業員の雇い入れが無くても労災のみの労働保険に加入することができません。

また従業員の加入は遡って雇用・労災の加入の手続きを済ませることができませんが、事業主の場合は雇用保険には加入できませんが特別加入として事業主の労災保険に加入することができません。

例えば4月1日から事業主も現場に出たいとします。そうしますと特別加入の手続きは3月31日迄に小出労働基準監督署にて手続きを済ませなければなりません。特別加入の開始は手続き後の翌日からとなる制度です。

労働保険の加入および詳しいことについては私たちの民商にご相談を寄せてください。お待ちしております。

さて労働保険の年度更新手続きのご案内を致します。尚、労働保険事務組合員のみなさんには直接ご案内致します。

北魚会場

日時 4月 15日(火)

10時00分

会場 民商事務所

小千谷・川口会場

日時 4月 15日(火)

13時30分

会場 サンラックおぢや

大和会場

日時 4月 16日(水)

10時00分

会場 大崎農業会館

六日町会場

日時 4月 16日(水)

13時30分

会場 大巻開発センター

湯沢・塩沢会場

日時 4月 17日(木)

13時30分

会場 塩沢公民館

建設業許可・第十一条変更届出書の作成会を開きますよ!



建設業法第十一条にて、許可に係る建設業者は、毎事業年度経過後4月以内に届出を必要とする書類を県知事に提出しなければならぬとなっております。

その書類とは①工事経歴書。②直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面。③使用人数を記載した書面。④財務諸表。⑤事業税の納付すべき額を提出するとなっております。

よって個人は毎年4月迄に提出。法人は確定申告後2ヵ月迄に提出となります。

そこで民商として新規の建設業許可取得要求の相談も含めて第十一条変更届書の作成会を次の通りに開きます。

日時 4月 8日(火)

13時30分

会場 民商事務所

会費は月内納入を

直しくお願い致します